

70歳以上の皆さまへ

(65歳以上の方でも障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入されている方も対象になります)

高額療養制度とは、

1か月あたり(1日～末日まで)に医療機関に支払った額が高額になった場合、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。ただし、食事療養費の標準負担額、差額ベッド代などは対象となりません。

【申請窓口】

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度：お住いの区市町村の国民健康保険

後期高齢者医療制度の担当者

全国健康保険協会(協会けんぽ) :健康保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部

健康保険組合・共済組合・国保組合など：健康保険証に記載された健康保険組合・共済組合など

	適用区分	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)
	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数該当：140,100円〉	
現役並み	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈多数該当：93,000円〉	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数該当：44,400円〉	
一般	課税所得 145万円未満の方	57,600円 〈44,000円〉	18,000円 年間の上限 144,000円
非課税	住民税非課税Ⅱ	24,600円	8,000円
	住民税非課税Ⅰ	15,000円	

2023年4月現在

※〈 〉内の金額は多数月該当の場合

(過去直近12カ月で3回以上自己負担限度額を超えた月があった時、4回目から該当)

※所得区分を確認のうえ、以下の手続きをしましょう。

・現役並み所得の方で所得区分がⅠ・Ⅱの方 ⇒『限度額適用認定証』

・住民税非課税世帯の方 ⇒『限度額適用・標準負担額減額認定証』

※ご不明な点は、入院・退院受付へお問い合わせください。